



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 中央 製 作 所
代 表 者 名 代表取締役社長 後藤 邦之
(コード番号 6846 名証メイン市場)
問 合 せ 先 総務部長 服部 光生
(TEL 052 - 821 - 6166)

株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社取締役会の見解に関するお知らせ

当社は、2022年5月10日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社株主から臨時株主総会の招集請求に関する書面（以下「本招集請求書」といいます。）を5月9日に受領し、対応について検討を重ねてまいりました。

本日開催の取締役会において、臨時株主総会の招集請求には応じないことを決議いたしましたので、当社取締役会の見解とともにお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

三浦 重剛氏

2. 本請求の内容

(1) 取締役加藤茂氏の解任要求の件

3. 当社の対応ならびに本請求に対する当社取締役会の見解

2022年5月13日に開催された当社取締役会において、以下①に記載の理由により、①本株主請求のための臨時株主総会の招集請求には応じないこと。②本株主請求については、当社の第115回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）加藤茂氏を社外取締役の候補者として、株主の皆様へ賛否を諮ることを決議いたしました。

① 本株主の臨時株主総会の開催の招集請求には応じない理由について

当社は、会社法の規定に従って必要な要件を満たす場合に、かつ、権利濫用と認められる場合を除き、株主の皆様が当社の役員解任を議題とする臨時株主総会の招集を行うことは認められていると考えております。一方、当社は3月末日を定時株主総会における議決権の基準日としているため、本請求の有無にかかわらず、6月末までに定時株主総会を開催する必要があります。そこで、本定時株主総会と近接した日時で、複数回株主総会を開催することは開催のための各種費用や株主の皆様への議決権行使のご負担を考慮し、また、本定時株主総会が取締役の任期満了に伴う改選の時

期となりますので、改めて取締役選任議案として付議することとしました。(本定時株主総会の開催は、2022年6月23日(木)を予定しております。)

従いまして、本招集請求書に基づく臨時株主総会の招集請求には応じないことといたしました。

② 加藤茂氏を社外取締役候補者とする理由について

加藤茂氏は、2014年6月に当社の社外取締役に就任以来、社外取締役として管理体制の見直しや新規ビジネスに対する率直な意見、および当社の製品別会議であるカンパニー会議に出席して、長年にわたる技術開発や品質管理に携わってきた経験を生かした助言を積極的に行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として助言を行っております。

株主提案にご指摘いただきましたように、日本経済は、2008年のリーマンショックを契機とした世界経済の低迷の影響を受け、経済成長率はマイナス成長に転じ、その後も低成長を続けている状況で経済成長が停滞してしまっているという環境にあります。当社の主たる事業で分野であります表面処理業界の設備投資も右肩下がりが続いており、業績の低迷が続いていることは現実であり、正に成長する新しいビジネス開拓が求められています。こうした中で、加藤茂氏は経営者としての高い見識をもって数々の助言を行っております。

社外取締役は、それぞれの経歴や専門性を背景に社会における一般常識、会社経営に関する一般的常識並びに取締役及び取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、取締役の業務執行について企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支え、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことにより、ブランド価値等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて、かつ中長期的に向上させるための助言や提言、そして執行体制の監督責任が求められています。こうした視点から、現社外取締役の中で、加藤茂氏はこれらに必要とされる能力を兼ね備えた余人を以て代えがたい存在であると認識しております。

コロナ禍の中で、厳しい企業運営を迫られておりますが、当社取締役会は引き続き従業員と一致団結して企業価値向上に努め、責任を持って利益を創出できる企業とし企業価値を向上させる所存でございます。

従いまして、当社取締役会は、引き続いて加藤茂氏を社外取締役として選任することが当社の企業価値向上にとって最良であると判断しております。

以上